

健 発 0216 第 6 号
平成 30 年 2 月 16 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

メタボリックシンドロームに着目した健診・保健指導担当者の
資質向上推進事業の実施について

平成 20 年度から実施している特定健康診査及び特定保健指導では、科学的知見に基づく健診・保健指導を実施するために、特定健康診査・特定保健指導に従事する者を対象とした「健診・保健指導の研修ガイドライン」を策定し、関係団体により研修が実施されてきたところです。

今般、特定健康診査・特定保健指導に係る第 3 期特定健康診査等実施計画が平成 30 年度から開始されることにあわせて「健診・保健指導の研修ガイドライン（平成 30 年 4 月版）」が策定されたことを踏まえ、「健診・保健指導担当者の資質向上推進事業実施要綱」を別添のとおり改正しましたので通知します。

については、本通知に基づいた健診・保健指導担当者の育成研修の実施について御協力をお願いします。

本通知は平成 30 年 4 月 1 日から適用します。これに伴い、平成 19 年 8 月 13 日付け健発第 0813001 号厚生労働省健康局長通知「メタボリックシンドロームに着目した健診・保健指導担当者の資質向上推進事業の実施について」は、平成 30 年 3 月 31 日をもって廃止します。